

3 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

医療従事者特約条項(損害賠償請求ベース用)・包括契約に関する追加条項(医療従事者特約条項用)

医療従事者(診療放射線技師、理学療法士・臨床工学技士、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させた場合などに、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈1〉保険の概要

医療従事者(診療放射線技師・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、その医療従事者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- (1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
- (2) 診療放射線技師法附則(昭和58年法律第83号)
- (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
- (4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- (5) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
- (6) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- (7) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
- (8) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- (9) 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- (10) 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- (11) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- (12) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
- (13) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- (14) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- (15) 救急救命士法(平成3年法律第36号)

※1 保険金お支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、この保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

〈2〉ご加入いただける方

基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されている、医療施設(病院、診療所、介護老人保護施設、介護医療院)の開設者

※基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されていない場合で、この補償をご希望の方は、P46をご覧ください。

〈3〉被保険者

貴病院・診療所に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

包括契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため、下記のようなメリットがあります。

- ① 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要
- ② 異動手続(医療従事者の方の中途加入、中途脱退の手続)が不要(ただし、病床数の変更がない場合にかぎります。)
- ③ 付保もれ・更改もれの心配が不要
- ④ 過去に退職された医療従事者の方も対象となる

〈4〉保険金をお支払いする場合

医療従事者の業務に起因して医療業務の対象者の身体に障害を与え、医療従事者個人に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合の損害を補償します。ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

〈5〉お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
 - ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業損害・逸失利益 など
- ②争訟費用等
 - ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用 など(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

〈6〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②P18〈1〉に掲載の法律に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為に起因する賠償責任
- ⑦初年度契約※締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降ご契約される継続契約以外の医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

〈7〉ご契約にあたってのご注意

- ①勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明する名簿等が必要となります。

〈8〉保険期間

毎年4月30日午後4時から1年間とします。(中途加入も可能)

この保険期間内に医療上の賠償事案に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含む)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は、保険金をお支払いすることができません。

*初年度契約とは、2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以後の継続契約を除きます。

〈9〉保険金額・保険料

保険料は、下記5区分別となっております。

各区分の保険料に病床数を掛けてご算出ください。(小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

保険金額		身体障害	1事故	5,000万円
			期間中	15,000万円
保険料	病院・診療所	一般・療養病床(1病床につき)		210円
		精神病床(1病床につき)		22円
		結核・感染症病床(1病床につき)		34円
		一般診療所		358円
		歯科診療所		1,680円

※自己負担額はありません。

※上記保険金額以外をご希望の場合は、日本病院共済会または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核・感染症病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

【保険料計算例】

- 一般病床：100床、精神病床：30床の場合

①一般病床 210円×100床=21,000円

②精神病床 22円×30床=660円

①+②=21,660円 (小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

年間合計保険料 **21,660円**